

# 法令解説

## 生命・身体の安全—PL法・子ども用衣料の安全性規格・高視認性安全服規格

### 製造物責任法【PL法】

#### 1. 概要

製品(製造物)の欠陥により、人の生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造業者等に対して損害賠償を求めることができる法律です。

#### 2. ポイント

- (1) 製造物とは＝製造又は加工された動産である。不動産、電気などの無体物、サービスなどは対象とならない
- (2) 欠陥とは＝製造物が通常有すべき安全性を欠いていること
- (3) 製造業者等とは＝製造物を設計、製造、加工又は輸入した者

#### 3. 参考事例

縫い針の混入／生地表面の毛羽に着火(表面フラッシュ)／モノフィラメント等の硬質素材による負傷／リボン、ゴム紐などの装飾が引っ掛かって転倒／色落ちによる他の衣料品、バッグや家具への移染 等

▶ 製造物責任(PL)法の逐条解説 / 消費者庁HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/product\\_liability\\_act\\_annotations/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/)



### JIS L 4129 子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項【子ども用衣料の安全性規格】

#### 1. 概要

13歳未満の子ども用衣料に附属するひもの安全性について作成された日本産業規格(JIS)です。

#### 2. ポイント

子ども用衣料に附属するひものが偶発的に何かに引っ掛かるリスクを最小限に抑えることを目的とし、「身体部位別」「年少・年長別」にひもに関する細かい要求事項が規定されています。

【参考：適用除外品目一例】保育用製品(スタイ、下着、おしゃぶりホルダ等)、手袋、帽子、マフラ、靴下、シャツとともに着用するようにデザインされたネクタイ、ベルト、サスペンダ、祝賀用衣料、子供の世話をする監督下で限定された期間に着用される専門のスポーツウエア及び活動用ウエア等、舞台衣装、期間を限定して子供の世話をする者の監督下で、普段着の上に着用することを意図としたエプロン、和装(新生児肌着や浴衣等)等

#### 3. 参考事例

首まわりのひもが、すべり台の枠に引っかかり、首がしまった／ズボンの裾についているひもが、電車のドアにはさまれた 等

▶ 子ども服の安全基準、知っていますか? (JIS L 4129) / 経済産業省HP  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/keihatsu/kodomofuku/index.html>



### JIS T 8127 高視認性安全服 / JATRAS規格【高視認性安全服規格】

#### 1. 概要

JIS T 8127は道路作業者が着用する高視認性安全服の製品規格です。道路作業者等が、ドライバーからよく見えるよう、昼間に目立つ蛍光生地及び夜間に目立つ再帰性反射材を使うよう定められています。JIS T 8127を応用し、一般財団法人日本交通安全教育普及協会では児童向け・自転車通学者向けのJATRAS規格を作成しています。

#### 2. ポイント

JIS T 8127は道路作業者(成人)の着衣を対象とした規格で、視認性を最大限効果的に高めるため反射材の面積やデザイン等が細かく定められています。そしてJIS T 8127を応用し、デザインや使用できる素材の幅を広げたのが、同協会のJATRAS規格です。ファッション性も加え、日常的に着用できることを想定し、児童・自転車通学者を守り、そしてドライバーを加害者にしないための規格です。

#### 3. 参考事例

JIS T 8127は高速道路・一般道路、空港、鉄道、駐車場等の作業用ユニフォームに採り入れられています。またJATRAS規格は、園児・自転車通学者用にベストやランドセルカバー・ポーチ、レインウェア、手提げかばん、肩掛けかばん、リュックサック等のアイテム用に規格が定められています。

▶ 児童及び自転車通学者向け高視認性安全服 / JATRAS規格HP  
<http://www.jatras.or.jp/koushininsei2/index.html>



#### JISの名称が変わりました

JIS法の改正に伴いまして、長い間「日本工業規格」という名称でおなじみのJISが、「日本産業規格」に名称変更されました(2019年7月改正)。